

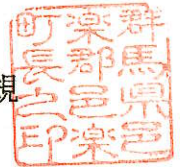


邑楽町告示第112号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月1日

邑楽町長 橋本光規



1. 対象となる特定空家等の概要

- (1) 所在地 邑楽町中野4918
- (2) 用途 居宅
- (3) 構造 木造瓦葺2階建
- (4) 延床面積 1階42.15㎡ 2階26.44㎡ 計68.59㎡

2. 所有者等に命じる必要な措置の内容

- 1の特定空家等を除却すること。

3. 所有者等に命じる理由

1の特定空家等は屋根や外壁が著しく破損しており、建材等の飛散等により通行人等への被害が危惧される。このことからそのまま放置すれば倒壊等の著しく保安上危険となるおそれのある状態に該当するため。

4. 措置の期限

令和8年5月31日



## 5. 邑楽町長による措置

1 の特定空家等の所有者等が、4 の措置の期限までに2 の措置を行わないときは、邑楽町長又はその命じた者若しくは委任した者が、法第22条第10項の規定により当該措置を行う。その場合、措置に要した費用を所有者から徴収する。

## 6. 動産の取扱い

邑楽町長又はその命じた者若しくは委任した者が、2 の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に存する動産等を撤去・処分する。動産等について権利を主張しようとする者は、4 の措置の期限までに搬出すること。

## 7. 問合せ先

邑楽町建設環境課住宅政策係

電 話 0276-47-5031 (直通)

メール [constr-env@swan.town.ora.gunma.jp](mailto:constr-env@swan.town.ora.gunma.jp)